

富山県市町村会館管理組合地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和7年2月

富山県市町村会館管理組合

— 目 次 —

1	背 景	1
(1)	気候変動の影響	1
(2)	国際的な動向	1
(3)	国内の動向	1
(4)	地方公共団体等の責務	2
2	基本的な事項	
(1)	目 的	2
(2)	対象とする温室効果ガス	2
(3)	基準年度及び計画期間	2
3	温室効果ガスの排出状況	
(1)	温室効果ガス排出量の算定方法	3
(2)	温室効果ガスの排出量	3
4	温室効果ガスの排出削減目標	5
(1)	目標設定の考え方	5
(2)	排出削減目標	5
5	目標達成に向けた取組み	6
(1)	取組みの基本方針	6
(2)	具体的な取組内容	6
6	進捗管理の仕組み	
(1)	推進体制	7
(2)	点検、評価、見直し	7
(3)	進捗状況の公表	7
	参考資料	8

1 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、最も重要な環境問題の一つとされ、既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されている。

国内においても、平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されており、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第1条では、危険な人為的干渉をおよぼすこととならない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することが、人類共通の課題とされている。

(2) 国際的な動向

2015（平成27）年11月、12月にフランスのパリでCOP21が開催され、合意文書となるパリ協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つこと」などが掲げられ、国際枠組みとしては画期的なものとなった。

2021（令和3）年10月、11月にイギリスのグラスゴーで開催されたCOP26では、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに1.5℃に抑える努力の追求と、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡を達成することが世界的な目標とされた。

(3) 国内の動向

2020（令和2）年10月、我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言した。

翌2021（令和3）年5月には、地球温暖化対策推進法が改正され、2050（令和32）年の温暖化ガス排出量を実質ゼロにする目標などが明記された。

また、同年10月、5年ぶりに「地球温暖化対策計画」が改定され、我が国の中期目標として、温室効果ガス排出量を2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で46.0%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け挑戦を続けていくという目標が掲げられた。

さらに、2024（令和6）年12月、政府は、新たな温室効果ガスの排出削減目標を「2035（令和17）年度に2013（平成25）年度比60%減」とする地球温暖化対策計画の改定案をまとめるなど、地球温暖化対策を加速させている。

（3）地方公共団体等の責務

地球温暖化対策推進法第21条第1項において、地方公共団体は地球温暖化対策計画の削減目標を達成するため、事務及び事業に対し、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画（事務事業編）を策定することが義務付けられている。（参考資料1）

また、一部事務組合についても、地方自治法第292条の規定に基づき、普通地方公共団体に関する規定の準用により、同計画を策定しなければならないとされている。（参考資料2）

2 基本的な事項

（1）目的

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、富山県市町村会館管理組合（以下「当組合」という。）が実施する全ての事務事業に関し、省エネルギー・省資源などの取組みを通じ、温室効果ガスの排出量の削減を図ることを目的とする。

なお、本計画の推進に当たっては、富山県市町村会館（以下「会館」という。）の全ての入居団体及び会館利用者に対し協力を要請する。

（2）対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条第3項では、温室効果ガスとして7種類の物質を定めている。

これらのうち、本計画が対象とする温室効果ガスは、会館の管理運営や会館内での執務作業により排出される温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素（温暖化係数：1）のみとする。

(3) 基準年度及び計画期間

本計画は、2019（令和元）年度を基準年度とし、計画期間は、2024（令和6）年度から現在の地球温暖化対策計画（令和3年10月閣議決定）の最終年度である2030（令和12）年度までとする。

3 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量は、『地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）』（令和6年4月 環境省）に示す方法で算定する。

なお、電気については、環境省・経済産業省が毎年度公表する「電気事業者別排出係数」のうち北陸電力株式会社の各年度基礎排出係数を、都市ガスについては、日本海ガス株式会社が公表する排出係数を用いて算定する。

ア 電気に係る二酸化炭素排出量の算定方法

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量} = \text{電力使用量} \times \text{基礎排出係数} (\text{※1})$$

t-CO₂ X kWh t-CO₂/kwh（環境省・経済産業省公表値）

(※1) 北陸電力㈱の排出係数（各年度の排出量の算定は前年度の排出係数を使用）

	2019年度 令和元年度 【基準年度】	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度
排出係数 (t-CO ₂ /kwh)	0.000542 (2018年度)	0.000510 (2019年度)	0.000469 (2020年度)	0.000480 (2021年度)	0.000487 (2022年度)

イ 都市ガスに係る二酸化炭素排出量の算定方法

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量} = \text{ガス使用量} \times \text{排出係数} (\text{※2}) / 1000$$

t-CO₂ X m³ 2.19kg/m³（日本海ガス㈱公表値）

(※2) 令和6年度から、都市ガスによる温室効果ガス排出量を算定する際、国が告示するガス事業者別係数を用いることとなったが、日本海ガス㈱の係数は告示されていないため、同社がホームページで公表する係数を用いることとする。

(2) 温室効果ガスの排出量

当組合の2019（令和元）年度（基準年度）から2023（令和5年度）までの温室効果ガス総排出量は、概ね350トン前後で推移している。（表1、グラフ1）

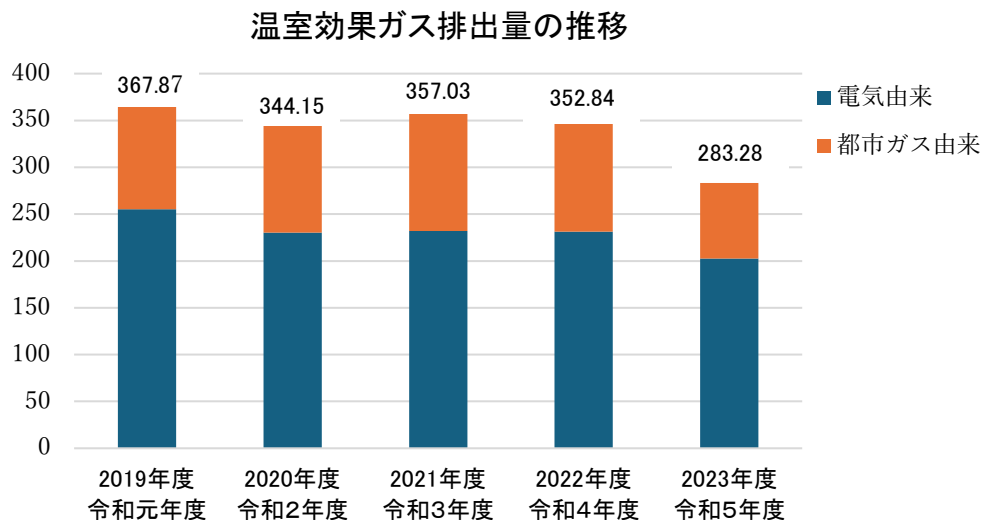
また、2023（令和5）年度に排出量が280トン代となったが、これは、同年9月に空調設備の大規模改修工事が完了し、高効率の空調システムの稼働が開始したことに加え、当該工事中にホールや会議室の貸出を大幅に制限していたことによるものである。

なお、エネルギー種別ごとの温室効果ガスの排出量の割合は、過去5年間で平均すると、電気由来の排出が約3分の2を占め、残りの約3分の1が都市ガス由来の排出となっている。（グラフ2）

【表1】 エネルギー種別ごとの温室効果ガス排出量の推移

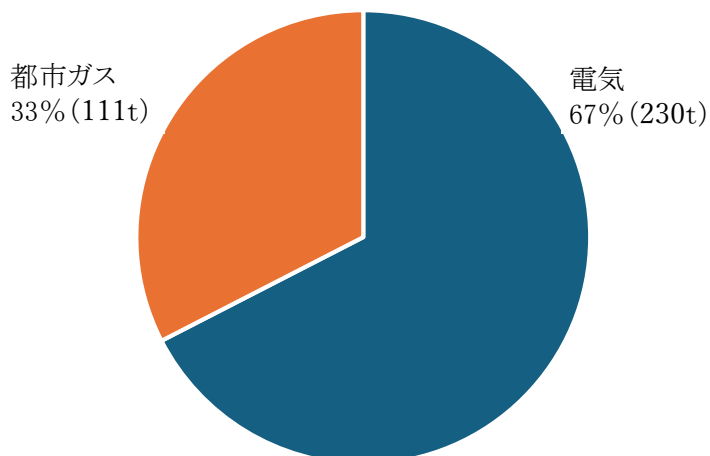
	2019年度 令和元年度 【基準年度】	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度
電気使用量 (kWh)	470,694	451,646	494,535	481,992	416,070
CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	255.12	230.34	231.94	231.36	202.63
ガス使用量 (m ³)	51,485	51,967	57,118	55,471	36,826
CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	112.75	113.81	125.09	121.48	80.65
総排出量 (t-CO ₂)	367.87	344.15	357.03	352.84	283.28
対前年増減率	—	△6.4%	3.7%	△1.2%	△19.7%

【グラフ1】



【グラフ2】

エネルギー種別ごとの温室効果ガス排出割合
(2019年度～2023年度平均)



4 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

当組合の温室効果ガス排出は、会館の管理運営及び執務作業に必要な照明、冷暖房、事務機器、給湯など各種設備機器の経常的な使用によるものが大半を占めるため、排出量を大幅に削減することは容易ではない。

一方、2023（令和5）年9月に完了した空調改修工事においては、外気温等に応じて電気とガスの最適な比率を自動制御するスマートマルチ（EHP と GHP のハイブリッド空調）を各階執務室に導入したことで、省エネ効果が見込まれる。

また、今後、エネルギー変換効率の高い設備機器を導入することや、本計画の策定を契機に職員一人ひとりが地球温暖化問題に対する意識を高め、省エネ行動を心がけることで、排出量を一定程度削減することは可能と考えられる。

(2) 排出削減目標

本計画においては、目標年度（2030（令和12）年度）の温室効果ガスの排出量を基準年度（2019年度）比で15%以上削減することを目標とする。

5 目標達成に向けた取組み

(1) 取組みの基本方針

温室効果ガス排出由来となる電気と都市ガスの使用量削減に重点的に取り組むこととし、会館の入居団体に本計画の周知を図り、具体的な省エネ行動を促す。

また、エネルギー変換効率の高い設備機器への更新等を図ることで、さらなる排出削減を目指す。

(2) 具体的な取組内容

ア 設備機器の利用改善など

① 照明設備

- ・ 休憩時間は、業務に支障がある場合を除き全消灯する。
- ・ 執務室の無人エリアや使用していない場所（更衣室、休憩室など）の消灯を徹底する。

② 空調・換気設備

- ・ 外気温等を考慮し、適正な温度設定を心がける。
- ・ フィルター清掃等のメンテナンスを適正に行い、効率的な状態に保つ。
- ・ 使用していない場所（更衣室、休憩室など）では運転を停止する。

③ 事務機器

- ・ 長時間離席するときは、パソコン等の電源を落とす。
- ・ パソコンの輝度を支障のない範囲で下げる。
- ・ 帰宅時にコピー機やファックス等の主電源を切り、待機電力を削減する。

④ その他

- ・ 給湯器の給湯温度を低めに設定する。
- ・ 上下2階以内の移動は、エレベータを使用しない。
- ・ クールビズ、ウォームビズに率先して取り組む。
- ・ 用紙の両面使用やペーパーレス化により紙使用量を削減する。

イ 施設設備の更新等

- ・ 白熱灯や蛍光灯から順次 LED 照明への切り替えを進める。
- ・ 太陽光発電など再生可能エネルギーによる電力調達を検討する。

6 進捗管理の仕組み

(1) 推進体制

本計画の推進体制は、概ね以下のとおりとする。

推進管理者	事務局長	・本計画の総合的なマネジメント
推進担当者	業務課長	・本計画の進捗管理（実施状況の点検・評価を含む。） ・本計画の見直し
事務局	業務課	・エネルギー使用量の集計、温室効果ガス排出量の算定 ・在館団体等との連絡調整、職員への意識啓発
全職員（在館団体を含む） 会館利用者		・本計画の具体的取組みの実践

(2) 点検・評価・見直し

本計画を実行性のあるものとするため、毎年度、本計画5（2）に掲げる各項目の実施状況を点検・評価し、温室効果ガス排出状況と併せ、館内職員にフィードバックする。

また、技術の進歩、国内外の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画期間や取組内容、目標の見直しを行う。

(3) 進捗状況の公表

地球温暖化対策推進法第21条第15項に基づき、当組合における削減目標の達成状況（温室効果ガス排出量を含む。）をとりまとめ、毎年公表する。

【参考資料 1】

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（最終改正 令和 6 年 6 月 16 日）

（地方公共団体の責務）

第 4 条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体実行計画等）

第 21 条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）計画期間

（2）地方公共団体実行計画の目標

（3）実施しようとする措置の内容

（4）その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～12 （略）

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

14 （略）

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

16～17 （略）

【参考資料 2】

地方自治法（抜粋） （最終改正 令和 6 年 12 月 12 日）

（普通地方公共団体に関する規定の準用）

第 292 条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。